

◎公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(平成二八年一一月二四日法律第八四号)

一、提案理由 (平成二八年一〇月二一日・衆議院厚生労働委員会)

○塩崎国务大臣　ただいま議題となりました公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

公的年金制度の保障機能の強化を図り、年金制度に対する国民の信頼を高めるため、老齢基礎年金等の受給資格期間を二十五年から十年に短縮することとされています。その施行期日につきまして、現行の法律では、消費税率の一〇%への引き上げの日とされていますが、無年金の問題は喫緊の課題であり、早期に施行する必要があるため、平成二十九年八月一日とするものであります。また、これに伴う所要の経過措置を設けることとしています。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二八年一一月一日)

○丹羽秀樹君　ただいま議題となりました公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮に係る施行期日を消費税率の一〇%への引き上げ時から平成二十九年八月一日に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十月二十一日本委員会に付託され、同日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日から質疑に入りました。

二十八日には、民進党・無所属クラブより、年金機能強化法の施行期日を平成二十九年四月一日とする等の修正案が、また、日本共産党より、年金機能強化法により受給権が発生する老齢基礎年金等の費用の財源に関する規定を削除する修正案が提出され、両修正案について趣旨説明を聴取した後、原案及び両修正案について質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、民進党・無所属クラブ提出の修正案について内閣の意見を聴取した後、原案及び両修正案について採決を行った結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告 (平成二八年一一月一六日)

○羽生田俊君　ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、公的年金制度の財政

基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日より前の平成二十九年八月一日から行うこととする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、受給資格期間短縮の効果、受給資格期間短縮を早期に実施する必要性、施行に向けた周知及び実施体制整備の重要性等について質疑を行いました、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、民進党・新緑風会及び希望の会（自由・社民）を代表して足立信也理事より、年金機能強化法の施行期日を平成二十九年八月一日から平成二十九年四月一日に改める等の修正案が提出されました。

なお、本修正案は予算を伴うものであることから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取しましたところ、塩崎厚生労働大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。